

臨時福祉給付金 支給要件

○支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象です。ただし「課税されている人に扶養されている場合」「生活保護の受給者である場合」などは除きます。

○支給額

1人につき10,000円。下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算。

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者（※1）
- ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者（※2）
- ※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人
- ※2 平成26年1月分の手当などを受給している人

〔表1〕住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）

〔給与所得者〕		〔公的年金等受給者〕	
区分	非課税限度額 (給与収入ベース)	区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	93万円	単身	65歳以上 148万円
夫婦	137.8万円		65歳未満 98万円
夫婦・子1人	168万円	夫婦	65歳以上 192.8万円
夫婦・子2人	209.9万円		65歳未満 147万円

子育て世帯臨時特例給付金 支給要件

○支給対象者

次のどちらの要件も満たす人が対象です。  
 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付（※）を受給  
 ②平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）  
 ※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の人について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。



○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童  
 ただし「臨時福祉給付金」の対象となる児童  
 「生活保護の受給者となっている児童」などは除きます。

○支給額

対象児童1人につき10,000円。

〔表2〕児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）

扶養親族等の数	限度額の目安 (給与収入ベース)
1人	875.6万円
2人	917.8万円
3人	960万円
4人	1002.1万円



消費税が8%へ引き上げられたことに伴い、低所得者・子育て世帯への影響を緩和するため、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

申請期間と注意点

《申請期間》平成26年7月1日（火）～平成27年1月5日（月）

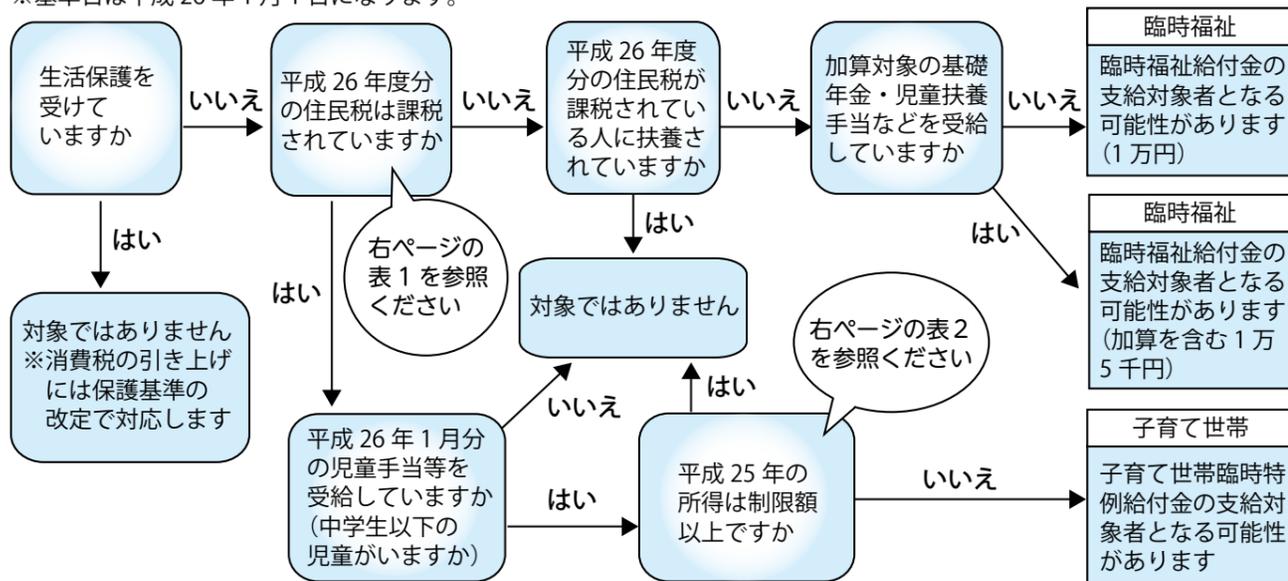
〔申請期間を過ぎた場合、対象者であっても申請の受け付けができません。対象者は必ず期間中に申請を行ってください。〕

《注意点》

- ・「臨時福祉給付金」を受給した人は「子育て世帯臨時特例給付金」を受給できません。受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金です。
- ・臨時福祉給付金の加算対象の人で、加算対象となる年金・手当などの手続きをまだ行っていない人は、速やかに手続きを行い、給付金の申請を行ってください。
- ・公務員の方は勤務先から子育て世帯臨時特例給付金の申請のための書類が配付されますので、平成26年1月1日時点の住所地の市区町村に申請してください。

対象者診断チャート

※基準日は平成26年1月1日になります。



※チャートはあくまで一般的な場合を想定しています

気になる質問Q&A

Q: 給付金の対象となる場合、申請書は送られてきますか？

A: 対象となる可能性の高い人（公務員を除く）の世帯に、申請書を7月上旬までに到着するよう送付します。また、申請書が届いていない人でも、8ページの支給要件などを確認し、該当する場合は役場へ申請してください。

Q: 基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引っ越しした場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

A: 今回の2つの給付金は基準日時点で住民票がある市区町村から支給されます。具体的な申請方法や申請期間については、基準日時点でお住まいの市区町村に問い合わせください。

Q: 基準日（平成26年1月1日）以降に生まれた子や亡くなられた人は給付金の対象になりますか？

A: 【臨時福祉給付金】 基準日までに生まれた人は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた子は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた人も臨時福祉給付金の対象にはなりません。

【子育て世帯臨時特例給付金】 基準日までに生まれた児童は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象にはなりません。

→次ページ 給付金受給までの流れを紹介しています。ご確認ください。

# 住民保険課よりお知らせ

問合せ (☎ 766 - 8700)

表1 平成26年度 国保税率・額

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
a. 所得割 基準総所得金額等(前年中の総所得金額 - 33万円) × 税率	6.3%	1.8%	2.0%
b. 資産割 固定資産税相当額 × 税率	16.0%	2.0%	2.0%
c. 均等割 国保加入者1人あたり	30,800円	8,200円	11,200円
d. 平等割 1世帯あたり	25,700円	7,000円	5,400円
課税限度額(最高限度額)	51万円	16万円	14万円

※ a～dの合計額が1年間の国保税額  
※ 介護分は40～64歳の国保加入者がいる世帯のみ課税

表2 軽減の種類と軽減基準所得

軽減の種類	軽減基準所得
2割	【平成25年度まで】 33万円 + 35万円 × (特定同一世帯所属者数 + 被保険者数) 以下 【平成26年度以降】 33万円 + 45万円 × (特定同一世帯所属者数 + 被保険者数) 以下
5割	【平成25年度まで】 33万円 + 24万5千円 × (世帯主を除いた特定同一世帯所属者数 + 世帯主を除いた被保険者数) 以下 【平成26年度以降】 33万円 + 24万5千円 × (特定同一世帯所属者数 + 被保険者数) 以下
7割	33万円

(※1) 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険に移行することにより国保の資格を喪失した人で、継続して同じ世帯に属する人です。

加入する各世帯主を納税義務者として、表1を基に計算された納税通知書を7月上旬にお送りします。納期限は、第1期(7月31日)から第9期(平成27年3月31日)まで月末払いの9回払いとなります。※月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日、12月のみ25日が納期限。

## 国民健康保険(国保)

※世帯主本人の加入の有無にかかわらず、納税義務者は世帯主となります。

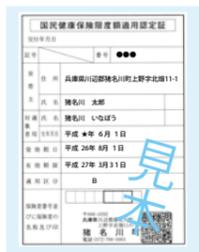
◆ **国保税の納付が困難な場合**  
災害や失業など、やむを得ない事情により国保税の納付が難しい場合は、申請により減額が認められることがあります。納税通知書が届いたら、納期限までに同課に相談ください。

◆ **国保税の軽減判定基準が拡充**  
表2のとおり、世帯主、特定同一世帯所属者(※1)および被保険者の前年中の所得の合計額が一定基準以下の世帯は、国保税の均等割と平等割の軽減判定が軽減して計算されます。

◆ **高齢受給者証を送付**  
70歳から74歳の国保加入者に発行されている高齢受給者証は、平成26年7月31日が有効期限となります。

◆ **負担額減額認定証の更新・標準**  
加入者が高額な療養を受ける場合、限度額認定証または標準負担額減額認定証を医療機関の窓口で提示することにより、窓口での支払いが限度額までとなります。認定証が必要な人は、保険証と印鑑を持参のうえ同課で申請してください。

◆ **認定証を既に所持し8月1日以降も認定証が必要な人は、7月1日以降に同課で再度申請をしてください(国保税を滞納されていると交付されない場合があります)。**



◆ **国民年金保険料の免除**  
保険料が納め忘れの状態です、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、同課窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成26年度の免除などの受付は平成26年7月1日から開始され、平成26年7月分から平成27年6月分までの期間を対象として審査します。

また、2年1カ月前の月分まで遡って免除申請をすることができません。申請を忘れていたために未納期間を有している人などは詳細をお問い合わせください。

▽ **問合せ** 同課または、尼崎年金事務所(☎06・482・4591)

## 臨時福祉給付金

## 子育て世帯臨時特例給付金

～受給までの流れ～

### 1. 申請書の記入

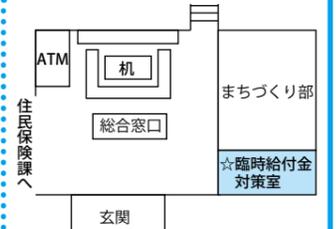


対象となる可能性の高い人(公務員を除く)の世帯に、申請書を7月上旬までに到着するように送付します。支給要件をご確認のうえ、申請書に必要事項を記入してください。  
※申請後、審査を行いますので、申請書が届いている人が必ず給付されるわけではありません。  
※申請書が届いていない人でも、8ページの支給要件などを確認し、該当する場合は役場へ申請してください。

### 2. 申請書の提出



申請書に必要書類(本人確認書類・振込口座確認書類=免許証・預金通帳のコピーなど)を添付し、申請期間内に臨時給付金対策室窓口に提出するか、返信用封筒で郵送してください。  
※臨時給付金対策室は役場1階会議室にあります(右図)。



### 3. 申請書の審査

ご提出いただいた申請書類に不備などが無いかの確認を行い、給付に向けた手続きを行います。  
※不備などがあった場合は、再提出・修正などを行っていただく場合があります。

### 4. 支給決定



給付決定後、「給付金支給決定通知書」が送付されます。  
※通知書には給付金の振込額や振込予定日が記載されています。



### 5. 給付金の受給

振込予定日に申請書に記入された指定口座に入金されます。

## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関する問合せ

臨時給付金対策室 電話：766-8886

午前8時45分～午後5時30分(土、日、祝は除く)

〒666-0292 猪名川町上野字北畑11-1  
猪名川町役場「臨時給付金対策室」

《制度に関する問合せ》 厚生労働省

給付金専用ダイヤル 電話：0570-037-192

午前9時～午後6時(土、日、祝は除く)

特設ホームページ <http://www.2kyufu.jp/>

検索キーワード「2つの給付金」



## ご注意ください！！

「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」を利用した“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”が予測されます！

- 町や厚生労働省などがATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いしたり、給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- 公的機関などを騙る者から、個人情報などを盗まれる可能性がありますので、不審な電話などにはご注意ください。
- 不審な電話・郵便物などが届いたら、迷わず、最寄りの警察署か警察相談専用電話(☎9110)にご連絡ください。

## ◆後期高齢者医療制度◆

後期高齢者医療制度（75歳以上または、65歳以上で障害認定により加入の人）は、被保険者一人ひとりに保険料をお支払いいただきます。平成26年度後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月上旬に送付します。

### ◆保険料について

平成26年度保険料は、表1のとおりです。

### ◆支払方法

①年金からの支払い（特別徴収）※希望により口座振替による支払いに変更可  
②口座振替や納付書での支

表1 1人当たりの後期高齢者医療保険料（年額）

均等割額 47,603円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等(※) - 33万円) × 9.70%
=平成26年度保険料額(最高限度額57万円)		

※総所得金額等=収入額-控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費)◇ここでいう控除額は、所得控除(社会保険料控除・扶養控除等)は含みません。

表2 均等割額の軽減

軽減の種類(軽減後の額)	平成25年中の総所得金額(被保険者+世帯主)
9割(4,760円)	33万円以下であり、なおかつ被保険者全員の所得が0円(年金所得は控除額を80万円として計算)
8.5割(7割)(7,140円)	33万円以下(本来7割軽減だが、軽減措置により8.5割軽減となる)
5割(23,801円)	【平成25年度まで】 33万円+24万5千円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く) 【平成26年度以降】 33万円+24万5千円×被保険者数
2割(38,082円)	【平成25年度まで】 33万円+35万円×被保険者数 【平成26年度以降】 33万円+45万円×被保険者数

払い(普通徴収)

### ◆保険料の軽減

#### ◎所得の低い人の軽減

【均等割額】同一世帯の世帯主と被保険者の所得に応じて表2のとおり軽減が適用

【所得割額】算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合、収入金額が211万円)以下の人は、5割軽減

### ◎被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に被用者保険(全国健康保険協会(協会けんぽ)、共済組合など)の被扶養者だった人は、所得割は掛からず、軽減措置により均等割額が9割軽減

### ◆保険料の納付が困難な場合

災害や所得の著しい減少により納付が困難な場合は、申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。

### ◆7月下旬に新被保険者証を送付

#### ◎被保険者証

8月1日から新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。

### ◎限度額適用

#### 標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税の人が対象です。更新時期は8月1日です。現在、減額認定証を持ち、8月以降

も引き続き対象となる人には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付します。世帯員全員が住民税非課税の人で減額認定証の申請をされていない場合は、住民保険課に申請してください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1カ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)。

### ◆住民基本台帳カードとは◆

住民基本台帳カード(以下、住基カード)は、ICチップを搭載したセキュリティに優れたカードで、顔写真ありタイプのもは、運転免許証などと同様に、公的な身分証明書として利用いただけます。

### ◆住基カード用顔写真の無料撮影サービス

町では、住民基本台帳ネットワークシステムの普及を図るため、写真付き住基カードに必要な写真の無料撮影を行っています。

「住基カード」の交付を受けている人は、転入届の特例が受けられ、郵送などにより転出届を行うことで、引越し時の手続で市区町村の窓口に出向くのは、引越し先の一度で済むようになります。

「住基カード」に電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請ができるようになります。

「住基ネット」・「住基カード」の詳細は、次のホームページをご覧ください。  
住民基本台帳カード総合情報サイト <http://juki-card.com/>



# 情報ポケット Inagawa

## 募集

いながわまつり(11月3日開催) 参加団体

今年のテーマ「笑顔キラキラ いながわまつり」を掲げて、いながわまつりを開催します!開催に先駆けて、一緒に盛り上げてくれる団体を募集します!

▽応募基準 ①町内の団体  
②同一団体で「屋外ステージ発表」と「ホール発表」の両

方の申込不可 ③営利などを目的とする団体や個人での参加不可 ④屋外出店でLPガスボンベを利用する団体は「液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律」に基づく手続きが必要 ⑤町ごみ減量化推進会議事務局(クリンセンター内 ☎768・0818)が主催するフリーマーケット出店は広報いながわ8月号で募集 ⑥応募多数の場合は抽選の場合あり ⑦販売を伴う団体はテナント一張当たり3千円負担(ただし、福祉団体については減免措置あり)

▽申込方法 7月15日までに企画協働課、文化体育館、図書館、日生・六瀬住民センターに備え付けの用紙に必要事項を記入し、各申込み先に提出(町ホームページから申込用紙のダウンロード、エクセル形式でメールにて申込み可)

▽申込・問合せ  
【屋外出展(店)、屋外ステージ発表】 企画協働課 ☎766・8783、☎sankaku@town.inagawa.jp  
【屋内展示、ホール発表】 文化体育館 ☎766・7400、☎inahal@town.inagawa.jp

### 旧阿古谷小学校施設等活用事業者

旧阿古谷小学校について、地域コミュニティの利用に配慮しつつ、施設などの特性をより有効的に活かすとともに、地域の活性化に寄与する事業を提案・実行する事業者を募集しています。

▽募集要項の概要 ①貸付範囲 旧阿古谷小学校の土地について一括貸付(建物などは無償譲渡) ②貸付手法 借地権契約 ③貸付料 応募者からの提案によるものとするが、最低貸付料は年間132万円 ④貸付期間 30年以上50年未満とし、事業者と協議の上決定 ⑤募集受付期間 7月31日までに必要書類を企画財政課に提出

▽提案の審査 応募者から提出された事業提案について、選考審査会で審査を行い、優先交渉事業者を選定。

▽スケジュール 事業者決定後、平成27年度から、事業者が活用に向け整備を実施、平成28年度より活用開始予定

▽問合せ 同課 ☎766・8711

### 平成27年の成人式実行委員

平成27年1月12日に行われる成人式を、新成人が自ら企画・立案し、魅力ある式典を開催してみませんか。

▽対象 平成6年4月2日〜平成7年4月1日生まれの人

▽募集人数 先着15人

▽申込・問合せ 7月31日までに生涯学習課 ☎767・2600

### 《国際交流協会より》

#### 第23回 英語スピーチコンテスト

▽とき 9月7日(日) 午前9時30分

▽ところ 社会福祉会館

▽参加資格 町内在住・在学の中高校生(長期海外生活体験者は参加できない場合あり)

▽部門 【中学生1・2・3年生の部】暗誦大会【課題は申込受付時に配布】【高校生の部】弁論大会【5つのテーマの中から1つを選び、作文し発表※詳細は募集要項を参照】

▽その他 入賞者に賞状および副賞(全員に参加賞、高校生の部優勝および準優勝者は来春オーストラリアバラット市へ2週間程度派遣予定)

▽申込 7月1日から企画協働課、日生・六瀬住民センターに備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、中学生の部は7月25日まで、高校生の部は発表内容の原稿(英文および日本語)を8月18日までに同協会事務局

▽訪問期間 10月20日(月)〜26日(日)

▽内容 バラット市訪問・観光(4泊ホームステイ)、メルボルン観光など

▽旅行代金 18万5千円(変動有り(内訳 航空運賃、燃料サーチャージ、専用バス代金、両国の空港諸税、ETAS取得料) ※ただし現地での食事代・諸費などは除く)

▽募集人数 先着10〜15人

※詳細は、役場総合窓口、企画協働課に設置しているチラシを参照。

▽申込 7月18日までに同協会事務局

いずれも▽問合せ 同協会事務局(企画協働課内 ☎766・8783)

### 国際交流協会設立25周年 バラット市訪問団参加者

ホームステイを通して、生の英語に触れて異文化体験をしてみませんか。

▽訪問期間 10月20日(月)〜26日(日)

▽内容 バラット市訪問・観光(4泊ホームステイ)、メルボルン観光など

▽旅行代金 18万5千円(変動有り(内訳 航空運賃、燃料サーチャージ、専用バス代金、両国の空港諸税、ETAS取得料) ※ただし現地での食事代・諸費などは除く)

▽募集人数 先着10〜15人

※詳細は、役場総合窓口、企画協働課に設置しているチラシを参照。

▽申込 7月18日までに同協会事務局

いずれも▽問合せ 同協会事務局(企画協働課内 ☎766・8783)

### 平成26年度水道モニター

よりよい水道事業の経営を目指し、様々な視点から提言をいただきます

▽対象 水道に関心があり、平日の昼間の活動に参加できる、町内在住の18歳以上の人  
▽活動内容 施設見学・研修・意見交換など年5回程度  
▽モニター期間 平成27年3月末まで  
▽定員 5人程度(定員に満たない場合は、中止する場合があります)

▽申込・問合せ 7月25日まで(に上下水道課(☎766・8716) [suuido@town.inagawa.lg.jp])

### 療育支援(訓練)事業

療育訓練事業とは、運動面や情緒・知的面などの発達の違いが心配される児童を対象に、基本的な生活習慣の獲得や社会性の発達、運動機能の維持・向上などを目的に、専門機関から訓練士の派遣を受けて実施しており、訓練受講の希望者を募集しています。※希望者多数の場合、障がい状態や障害福祉サービスの利用状況などを勘案し、訓練利用の必要性の高い児童を優先

### 平成26年度兵庫県警察官

▽申込・問合せ 福祉課(☎766・8701)

▽対象 【A区分】4年制大学卒または4年制大学を平成27年3月卒業見込みの人(昭和54年4月2日以降に生まれたい人) 【B区分】A区分以外の人(昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人)  
▽採用予定人数 男性警察官A・B区分 210人 女性警察官A・B区分 30人 特別選考 6人  
▽受付期間 【郵送】7月10日～8月22日 【持参】7月10日～8月28日  
▽試験日 9月21日(日)  
▽申込・問合せ 川西警察署(☎755・0110、県警ホームページhttp://www.police.pref.hyogo.jp/)

## お知らせ

### 初心者狩猟免許講習会

▽とき 8月9日(土) 午前9時30分～午後4時30分  
▽ところ 県中央労働センター  
▽内容 免許取得に向けた予備講習会

### 町税の「休日納税相談窓口」

平日に納税相談などが困難な人を対象に、臨時に開設します。  
▽とき 7月27日(日) 午前10時～午後3時  
▽ところ 日生公民館会議室  
▽問合せ 税務課(☎766・8702)

### 第1回都市計画審議会

▽とき 7月25日(金) 午後1時から  
▽ところ 中央公民館視聴覚ホール  
▽内容 町産業拠点地区地区計画の決定について  
▽定員 10人(多数抽選)  
▽その他 傍聴希望者は、当日開始時刻前に会場受付へお越しください  
▽問合せ 都市環境課(☎766・8704)

### 地区計画案の縦覧

都市計画法に基づき、地区計画案の縦覧を行います。また、縦覧期間中に町長へ意見書を出すことができます。  
▽名称 町産業拠点地区地区計画(猪名川町決定)  
▽縦覧期間 7月1～15日

▽受講料 1万円  
▽申込・問合せ 7月31日までに県猟友会(☎078・361・8127)

### 狩猟免許試験

▽とき 9月6日(土) 午前9時40分～午後5時  
▽ところ 神戸市立生田文化会館  
▽受験費用 5200円  
▽申込期間 7月22日～8月19日  
▽問合せ 県農政環境部自然環境課(☎078・341・7711)

### 夏季農林物産品評会・即売会

▽とき 7月19日(土) 午前10時～正午  
▽ところ 道の駅いながわ農産物販売センター  
▽内容 町内の農家が自慢の野菜・果樹などを出品。厳正な審査の結果、入賞した農林産物の生産者を表彰  
▽その他 午前11時30分(予定) から出品された野菜・果樹などの即売を実施  
▽問合せ 産業観光課(☎766・8709)



▽縦覧・意見提出場所 都市環境課  
▽問合せ 同課まちづくり推進室(☎768・8721)

### 町道差組紫合線の夜間通行止め

新名神高速道路建設事業に伴い、夜間通行止めを実施します。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。  
▽規制場所 町道差組紫合線(広根字野尻～差組字向イ付近)



▽規制期間 7月10～18日の内6日間(土・日・祝は含まない)、午後11時(最終路線バス通過後)～翌朝5時30分  
▽問合せ 都市環境課(☎766・8715)、西日本高速道路(株)新名神兵庫事務所(☎768・8020)

### 町長の資産などを公開

「政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する

平成26年度特別支援教育に係る就学説明会  
▽とき 7月9日(水) 午前10時～11時30分  
▽ところ 町役場水道庁舎2階委員会室

▽対象 就学期を迎えた子どもへの発達に心配のある保護者  
▽内容 特別支援学校・特別支援学級への就学説明  
▽申込・問合せ 7月4日までに教育支援室(☎766・6006)

### 第15回 特別支援教育公開講座

▽とき 7月25日(金) 午後2時30分～4時30分(午後2時から受付)  
▽ところ 文化体育館小ホール  
▽講演 【演題】「授業のユニバーサルデザイン研究を進める」インクルーシブ教育システムの構築を見据えながら  
▽講師 石塚謙二さん(豊能町教育長)  
▽定員 先着180人  
▽申込・問合せ 教育支援室、日生・六瀬住民センター、文化体育館に備え付けの申込用紙(教育支援室のホームページよりダウンロード可)に必要事項を記

入の上、教育支援室へ持参またはFAXで申込み(同室☎766・6006・F766・3034)

### 総合計画審議会

第五次猪名川町総合計画後期基本計画の策定にあたり総合計画審議会を開催します。  
▽とき 7月14日(月) 午後6時  
▽ところ 町役場水道庁舎2階委員会室  
▽定員 8人(多数抽選)  
▽その他 傍聴希望者は、当日開始時刻前に会場受付へお越しください  
▽問合せ 企画財政課(☎766・8711)

### 7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間

学校が夏休みに入る7月は、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。  
町では、関係省庁や県、近隣市、関係団体などと連携し、青少年の非行・被害防止に努めています。  
青少年が健全に育つまじづくりを進めるため、地域の皆さんの協力をお願いします。  
▽問合せ 生涯学習課(☎767・2600)

## 兵庫県特別功労者表彰を受賞



住野 敦浩さん (南田原・51歳)

### 特別功労

長年にわたり消防防災行政の推進に協力し、危険物災害の防止、安全管理などの功績が認められたものです。

### 7月15～24日 夏の交通安全防止運動を実施

夏季のレジャーシーズンには、交通事故の増加が予想されます。一人ひとりが交通安全意識と交通マナーの向上を図り、交通事故を防止しましょう。  
▽運動重点 ①子どもと高齢者の交通安全 ②自転車の交通安全 ③飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶 ④全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
▽問合せ 企画協働課(☎766・8783)

《木津総合会館より》

人権・同和教育研究協議会  
総会

5月17日(土)に文化体育館小ホールにおいて総会が開催されました。

本年度も、あらゆる差別の解消をめざし取り組みの輪が広がるよう258人の代議員を中心に、町民の皆さんに働きかけていきます。

役員紹介(順不同・敬称略)

▼会長 大下章 ▼副会長 森本龍生、伊藤茂子、山内美之、藤野朋子 ▼常任理事 中井重樹、仲井常雄、佐々木敬二、下方奈々子、太田はるよ、伊藤圭子、奥西義広、富田徹、尾川悦子、井上清太郎、足立美代子、山本高司、福田善夫、宮城恵美、佐野孝夫 ▼会計 森田宣彦 ▼会計監査 中村篤巳、守谷教彦 ▼顧問 小路力子、井上佐江子

平和講演会を開催

▼とき 7月24日(木)午後7時～8時30分  
▼ところ 中央公民館視聴覚ホール  
▼演題 「命と平和と私のラバウル体験を通して」

▽講師 辻野一男さん(新老人の会)

平和に関するパネル展示

「沖繩戦と基地」  
▼とき 7月18日(金)～25日(金)  
▼ところ 中央公民館2階ロビー

折り鶴に平和への願いを込めて

あなたの平和への願いを広島に届けます。千羽鶴づくりにご協力ください。



折り鶴は町役場総合窓口、日生・六瀬住民センター、保健センター、図書館、木津総合会館に設置の折り鶴用BOXへ投函をお願いいたします。作成した千羽鶴は、広島の子「原爆の子の像」へ捧げます。



※折り紙はBOXの横に用意しています。  
いづれも申込・問合せ 同館(☎768・0217)

第27回 平和と人権のためのつどい

▼とき 7月27日(日)午後1～4時(開場10時30分)  
▼ところ 川西市文化会館大ホール  
▼内容 町内・川西市の小学生によるステージ発表、平和作品の展示、被ばく体験者の講演、お楽しみ抽選会など  
▼参加費 無料  
▼問合せ 同実行委員会(☎757・7330)

火災予防条例の改正

町では、平成25年8月に発生した福知山市の花火大会会場での火災を踏まえ、火災予防条例を改正します。



今回の改正は、多数の者が集まる場所を対象火気器具などを使用する場合の消火器の準備、露店などの開設の届出のほか、屋外での大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成などを義務付けるものです。

※「対象火気器具など」とは、コンロなど火を使用する器具

交換事業

の交換事業を実施し、両市の作品を展示します。

毎年、両市町の素晴らしい作品の数々が感動を呼び、障がい者への理解を深めるとともに、障がいのある皆さんの国際交流活動を推進することを目的としています。

▼とき 7月25日(金)～8月6日(水)

▼ところ 生涯学習センター1階ロビー

▼問合せ 企画協働課(☎766・8783)

ごみ当番・ごみ出しの負担軽減制度をご利用ください!

～お気軽にご相談ください～

◆ごみ当番のお手伝い

シルバー人材センターが実施する高齢者・障がい者・子育て中の共働き世帯などのごみ当番の負担軽減を図るサービスで、平成25年度は111回の利用がありました。

▷対象者 ①65歳以上の高齢者のみの世帯(ひとり暮らしを含む) ②障がい者手帳をお持ちの世帯 ③子育て中の共働き世帯 など

▷サービス内容 利用依頼世帯から、町が定めたごみステーション用容器を持ち出し、指定ごみステーションへ設置し、町のごみ収集車がごみを回収した後に、依頼のあった高齢者世帯・子育て世帯などへ容器を返却する

▷利用料金 (1回あたり) ごみステーションへの指定容器の設置作業=200円  
ごみステーションからの指定容器の回収作業=200円

▷申込・問合せ シルバー人材センター(☎766-8686)

◆猪名川町ふれあい収集

ごみ出しが困難な高齢者や障がい者世帯などに対し、戸別にごみの収集を行うとともに補助的に安否確認を行うサービスです。

▷対象者 ◎町在住の人で、自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者若しくは障がいのある人で、次のいずれかに該当する世帯(地域や身近な人、親族などにごみ出しの協力を得られる場合は除く) ◎介護保険法に基づく要介護認定を受けている人で、おおむね65歳以上の一人暮らしの世帯またはおおむね65歳以上の人で構成されている世帯 ◎身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、一人暮らしの障がいのある人で構成されている世帯

▷申込方法 町役場住民保険課、日生・六瀬住民センターまたはクリーンセンターに備え付けの申請書に記入し、各



エイブル・アート2014

平成26年度町スポーツ教室の男性ストレッチ&筋トレ教室

の交換事業を実施し、両市の作品を展示します。

毎年、両市町の素晴らしい作品の数々が感動を呼び、障がい者への理解を深めるとともに、障がいのある皆さんの国際交流活動を推進することを目的としています。

▼とき 7月25日(金)～8月6日(水)

▼定員 先着20人

▼申込・問合せ 7月1日～中央公民館(☎766・8432)

リブレス猪名川 オープン講座

▼とき 7月12日(土)午後2時～3時30分  
▼ところ 中央公民館視聴覚ホール

▼講師 小松和彦さん(国際日本文化研究センター所長)

▼内容 妖怪学とはじめ(妖怪とは何か。幽霊とは何か。皆さんがイメージする妖怪や幽霊の源流を、画像を見ながら探ります。)

▼対象 町内在住・在勤の18歳以上の人



▼とき 7月25日・8月1日・8・22・29日、いずれも金曜日、午前11時～正午

▼ところ 文化体育館リハール室

▼対象 町内在住・在勤の男性

▼参加費 2千円(保険料含む、初回徴収)

▼定員 30人(多数抽選)

▼講師 猪名川体操協会

▼持ち物 運動のできる服装、上靴、タオル、飲み物

▼申込方法 7月1～10日までにスポーツセンター、B&G 海洋センター、文化体育館、中央公民館、日生・六瀬住民センター、生涯学習課に備え付けの申込書に必要事項を記入して、スポーツセンターまで持参またはFAXによる申込み(送信後に要電話確認)

▼問合せ 体育協会事務局(☎768・2277、☎768・0269)

漢方相談

神経痛・腰痛・更年期障害・子宝相談  
皮膚病・体質改善

お気軽にご相談ください!!

漢方療法推進会 会員店 ☎072-792-2098  
プラザ薬品 川西市多田桜木 スーパーイースミヤ前 木曜日定休です

求職者 患者様・家族様の気持ちに寄り添い、自己決定を支援し、社会の人々から信頼される看護を提供します。

職種	必要経験・備考	経験者(既卒)
看護師	急性期看護の経験者	若干名
	皮膚・排泄ケア認定看護師	若干名
	脳卒中リハビリ看護認定看護師	若干名
	当直救急パート看護師	若干名

☎072-758-1131(代表) 事務長:安平 川西市中央町16番5号